

になる。

それ故、暴力的行為を働く子どもは、加害者というよりも被害者とみられる。彼らを救済するための課題は、生への努力をさせることである。われわれは、どんな問題をもっている子どもでも子どもにかわりなく、いつかはすばらしい子どもにかえるだろうという信念で、毎日を治療し、教育している。

(5) 藤田昌士(国立教育研究所)

「校内暴力の歴史的視点」

基本的視点は、子どもの成育する社会的文化的状況の変化の中で、現実の子どもあるいは校内暴力の子どもを把握することである。

ところで警察庁調査による発表資料によると、校内暴力事件の量的状況は昭和50年から、対教師暴力事件の状況は、昭和48年からしか把握できない。しかしドキュメント「校内暴力」にもあるようにすでに昭和30年代にも発生していたし、また昭和33年3月の読売新聞は、ここの半年で全国の中・高校で665件の集団暴力が起きていることを読売調べとして報道した。

これらの資料と警察庁資料とを直接比較はできないが、対教師暴力の著しい増加が今日の特徴であり、とくに昭和50年前後から目立つ傾向といえる。

昭和33年に学習指導要領の改訂があったが、方針の1つに進路の適性・能力に応じる指導がうたわれ、既に30年代当時、就職組・進学組あるいは能力別学級編成の矛盾のカゲが、校内暴力事件に落ちていたことを見逃すわけにはいかない。

さらに昭和35年の所得倍増の高度経済成長政策は、産業構造・就業構造の大幅な変化をもたらした。ここから学歴重視の意識が、加速されていきわが国の学歴社会としての様相が深められた。

このような状況の中で、ここ20年位に見られる青少年の意識の変化をみると、①未来への見通しをもち難くなっている。②個人生活への関心が増大し、公への関心が未発達である。③自律の意識が未発達である、というように、家庭や学校における人格形成の機能が低下していることを示している。これらは校内暴力と無関係ではない。

今後の課題として、1) 学歴社会の社会構造を改革するための社会政策・労働政策を見直し、単なる賃金政策だけでなく、労働者の生きがい論を含む政策を検討することである。そしてこれらと結びつけて、進学中心の偏差値教育を克服し、すべての子どもに学習のほりあいをもたせるようにすることである。2) 子どもの未来への

見通しと学級・学校・社会への関心の発達と結びつけて、世間のしきたりにかわる自律の意識を、そしてその根底に暴力を許さない人間的価値意識の発達を促すために、家庭・学校・地域の意識的とり組みとして提起されねばならない。

コメンター

(1) 福富護(東京学芸大学)

これまでの提言は、ある限界を抜け出していないのではない。つまり物理的暴力だけを取りあげすぎて、一体、暴力とは何かという問題に立ち返ってとらえ直すことが必要である。

この問題は、いまの教育状況の中で教師が抑止力はどう発揮し、行使するかという側面と管理体制の側面とを、具体的に教師がどのように乗り越えていくかに関わってくる。さらに校内暴力を社会がどう受けとめているか、という問題にもかかわってくる。それは校内暴力の現象面だけが強調されて、一体彼らが何を訴え、表現しようとしているかが、ほとんど触れられていない。青年心理学者は、これらをどう受けとめ、対応するかが大きな課題である。

このように考えると校内暴力は、子どもの論理と大人の論理とがぶつかりあっている問題であるが、対応させてとらえていないことが問題である。この点を明確にしながらか具体的施策を見つけていくことが課題である。

(2) 野呂正(宮城教育大)

校内暴力の問題を発達心理学の立場から、とくに自己規律の問題と関連させて把握する。ところで自己規律とは、内面化された行動要求に基づいて行動することをいうが、この自己規律の力が、いまの子どもは弱くなっているのではないか。

この自己規律を育てる行動要求や基準が、教師や家庭によってまちまちであるため、子どもはどれをとり入れてよいのか、葛藤状態に陥る。さらに行動基準の適切性の問題も存在する。

心理学者は子どもの実態や要求をとらえ、その上で、行動基準がどのように内面化されていくのかという発達の過程を研究対象としなければならない。要するに子どもの側の実態に即した見通しを大人がもっていないことが、子どもに自己規律能力を弱化させている背景として存在する。

以上の報告および指定討論を踏まえて活発な討論が展開されたが、紙数の制約上、質問者と意見提供者の氏名